

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

常勤役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第26条の規定に基づき、常勤の役員に対する報酬を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 常勤の役員には、報酬、通勤手当及び期末手当を支給する。

2 報酬は月額475,000円とする。

3 通勤手当及び期末手当の額は、職員の例による。

(報酬等の支給日等)

第3条 前条第2項及び第3項に規定する報酬及び期末手当の支給日等は職員の例による。

(社会保険等の加入)

第4条 常勤の役員は、職員に準じ社会保険等に加入できるものとする。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委 任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成4年3月16日から施行し、平成3年5月7日から適用する。

2 社会福祉法人福島県社会福祉協議会常勤役員退職手当規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成4年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月26日に施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

